

久留米市指定生活援助訪問サービスにおける第1号事業支給費の額等を定める要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の63の2第1項第3号に基づき久留米市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則に定める指定生活援助訪問サービスの第1号事業支給費の額のほか、必要な事項を次のように定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。）、久留米市指定生活援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱（平成29年3月31日介保第3303号。）で使用する用語の例による。

(指定生活援助訪問サービスに要する第1号事業支給費の額)

第3条 指定生活援助訪問サービスに要する第1号事業支給費の額は、別表に定める単位数に1単位の単価を乗じて算定した額の100分の90に相当する額とする。

2 利用者が第一号被保険者であって市長が定めるところにより算定した所得の額が市長が定める額以上である場合（第4項に規定する場合を除く。）において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 前項の市長が定めるところにより算定した所得の額及び市長が定める額については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下この条において「政令」という。）第29条の2第1項の規定の例による。

4 利用者が第一号被保険者であって市長が定めるところにより算定した所得の額が前項の市長が定める額を超える市長が定める額以上である場合において、第1項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

5 前項の市長が定めるところにより算定した所得の額及び市長が定める額については、政令第29条の2第2項の規定の例による。

(1単位の単価)

第4条 前条の1単位の単価は、10円とする。

(端数処理)

第5条 前2条の規定により第1号事業支給費の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(実施上の留意事項)

第6条 指定生活援助訪問サービスに要する第1号事業支給費の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項については、市長が別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

指定生活援助訪問サービスにおける基本報酬単位数表

区分	単位数	算定要件
(1) 生活援助訪問 サービス費 (I)	1か月につき <u>1,007</u> 単位	介護予防サービス計画等において週1回の指定生活援助訪問サービスが必要とされた利用者に対して、生活援助従業者等が指定生活援助訪問サービスを行った場合。
(2) 生活援助訪問 サービス費 (II)	1か月につき <u>2,014</u> 単位	介護予防サービス計画等において週2回の指定生活援助訪問サービスが必要とされた利用者に対して、生活援助従業者等が指定生活援助訪問サービスを行った場合。
(3) 生活援助訪問 サービス費 (III)	1か月につき <u>3,022</u> 単位	介護予防サービス計画等において週3回の指定生活援助訪問サービスが必要とされた利用者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第二号に掲げる区分である利用者に限る。）に対して、生活援助従業者等が指定生活援助訪問サービスを行った場合。
(4) 生活援助訪問 サービス費 (IV)	1回につき <u>252</u> 単位	介護予防サービス計画等において指定生活援助訪問サービスが必要とされた利用者に対して、生活援助従業者等が指定生活援助訪問サービスを行った場合に、1か月に3回を限度として算定する。ただし、(1)から(3)のいずれかを算定している場合は、算定しない。
(5) 共生型生活 援助訪問サ ービスを行 う場合 (生活援助 訪問サービ ス費Ⅰ)	指定居宅介護事業 所で障害者居宅介 護従業者基礎研修 課程修了者等によ り行われる場合 1か月につき <u>705</u> 単位	共生型生活援助訪問サービス（久留米市指定生活援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第42条の2に規定する共生型生活援助訪問サービスをいう。以下同じ。）の事業を行なう指定居宅介護事業者（久留米市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年久留米市条例第32号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）が当該事業を行なう事業所（以下この注において「共生型生活援助訪問サービスを行なう指定居宅介護事業所」という。）において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示
	指定居宅介護事業 所で重度訪問介護 従業者養成研修修 了者により行われ る場合 1か月につき <u>937</u> 単位	
	指定重度訪問介護 事業所が行う場合 1か月につき	

		<u>937</u> 単位	
(6)	共生型生活援助訪問サービスを行う場合 (生活援助訪問サービス費Ⅱ)	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 1か月につき <u>1,410</u> 単位	第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。) 第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型生活援助訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、共生型生活援助訪問サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護支援従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型生活援助訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型 <u>生活援助訪問</u> サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型生活援助訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。
		指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 1か月につき <u>1,873</u> 単位	
		指定重度訪問介護事業所が行う場合 1か月につき <u>1,873</u> 单位	
(7)	共生型生活援助訪問サービスを行う場合 (生活援助訪問サービス費Ⅲ)	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 1か月につき <u>2,115</u> 単位	
		指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 1か月につき <u>2,810</u> 単位	
		指定重度訪問介護事業所が行う場合 1か月につき <u>2,810</u> 単位	
	共生型生活援助訪問サービスを行う場合 (生活援助訪問サービス費Ⅳ)	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 1回につき 176 単位	

(8)	<p>指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 1回につき <u>2 3 4</u>単位</p>	
	<p>指定重度訪問介護事業所が行う場合 1回につき <u>2 3 4</u>単位</p>	

(備考)

- 1 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、身体援助訪問サービス又は元気援助訪問サービスを受けている間は、生活援助訪問サービス費は算定しない。
- 2 利用者が一の指定生活援助訪問サービス事業所において指定生活援助訪問サービスを受けている間は、当該指定生活援助訪問サービス事業所以外の指定生活援助訪問サービス事業所が指定生活援助訪問サービスを行った場合に、生活援助訪問サービス費は算定しない。